障害者差別解消法に係る令和６年度相談実績

資料３

１　相談件数

|  |  |
| --- | --- |
| 障害者差別に関する件数 | 2件 |
| （内訳）　・不当な差別的取扱い | 2件 |
| ・合理的配慮の不提供 | 0件 |
| その他（差別案件でない障害者等からの相談件数） | 2５件 |
| **合計** | ２７件 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事例１ | 事例２ |
| 相談者の申出内容区分 | 不当な差別的取扱い | 不当な差別的取扱い |
| 相談方法 | テレビ電話 | 電話 |
| 相談者 | 家族 | 本人 |
| 業種 | 専門学校 | 温浴施設 |
| 障害当事者 | 性別 | 男性 | 男性 |
| 障害種別 | 聴覚障害 | 視覚障害 |
| 相談内容 | 相談者の息子について、専門学校の1日体験入学を申し込んだが、過去に聴覚障害の生徒が在籍していた際に、実習で危険な場面があり、安全面の確保ができないという理由で申込みを断られた。後日、専門学校と話し合いを行うことになったが、学校側の対応について、事前に広島市の見解を聞きたい。 | 視覚障害者は事故防止のため同伴者と来るように言われた。何度も通っており、物の位置も覚えているため、１人でも問題なく利用できていることを従業員に説明したところ、その日は利用できたが、次回からは同伴者と一緒に来てくれと伝えられた。従前どおり1人でも利用したい。 |
| 対応内容 | 前例を用いて、安全面の確保ができないという理由で体験入学を断ることは、正当な理由とは言えず、1人1人個別に検討する必要がある。実際に授業の様子や設備等を見た上で、専門学校側が懸念している危険な場面について、机の配置などの工夫によって回避できないか具体的に話し合うよう助言した。対応結果については、相談者から理解を得られ、関係者と話し合ってみるとのことであった。 | 障害福祉課から温浴施設に確認したところ、「車椅子利用者が転倒しそうになり、介助者がいなかったことでトラブルになった事例があった。従業員を配置して対応していたが、人員削減があったことで、それが出来なくなったため、障害のある人は付き添いを必須とした。」との回答があった。安全上の問題の有無については、個別に判断する必要があることを事業者に説明したところ、同伴者なしで構わないとの回答を得たため、相談者に伝えた。対応結果については、相談者に理解を得られた。 |

２　相談事例